

別紙 2

飼料生産組織の規模拡大等支援の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の 2 の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 事業の内容

第 2 の事業実施主体が行う次の取組に要する経費に対し支援する。

(1) 飼料生産組織の規模拡大支援

飼料（粗飼料（稲わらを含む。）及び濃厚飼料（子実用とうもろこし、麦類及び大豆）をいう。以下同じ。）の生産・販売、作業受託の拡大、省力化を行うために必要な機械の導入や簡易倉庫の設置を行い、売上高等を向上させ組織運営の強化を図る取組

(2) 新飼料資源の利用拡大

これまでの家畜用の飼料としての使用の実態を鑑み新規性のある資源並びに現在活用されていない食品製造副産物等、余剰食品、調理残さ及び農場残さ等のうち家畜用の飼料又は飼料原料として利用可能と見込まれるもの（以下「新飼料資源」という。）の利用拡大を図るため、新飼料資源を活用した飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材を導入する取組

(3) 安定的な国産飼料の供給支援

安定的な国産飼料の生産・供給のため、飼料生産組織が飼料の生産、作業受託、稲わらの収集について、その規模を拡大し、畜産農家等に対し 5 年以上の長期供給契約を行い当該飼料又は稲わらを供給する取組への支援、取組確認及び必要となる推進活動等に係る取組

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表 1 の 2 の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

第 3 事業の要件

1 第 1 の (1) の取組について、事業の要件は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、飼料の生産・販売、作業受託の規模拡大、省力化により、飼料生産作業を行う組織の運営強化を進めるため、地域の飼料需給状況を踏まえた組織の規模拡大、省力化、運営強化方針等を作成し、地方公共団体（普及指導機関等）等に対し事前に相談を行った上で、飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大・省力化に必要な作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車等の導入や簡易倉庫の設置に取り組むことができる。

(2) 事業実施主体は、組織の規模拡大・省力化、運営強化に向け、売上高、飼料生産

収穫に係る作業面積の増加又は省力化に係る目標を設定するものとする。

① 飼料の生産・販売、作業受託を拡大する場合

自ら収穫調製作業から販売まで行った飼料の売上、収集作業から販売まで行った稲わらの売上、飼料生産収穫に係る作業受託の売上及び稲わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高（以下「飼料生産販売作業受託合計売上高」という。）が取組前に比べ目標年度までに5%以上増加していること、又は導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。）を、取組前に比べ目標年度までに北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。

② 新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合

飼料生産販売作業受託合計売上高が目標年度に事業実施主体の農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ、5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行っていること。

③ 飼料の生産・販売、作業受託を省力化する場合

飼料の生産・販売、作業受託を省力化する場合は、省力化に係る取組により、労働投入量（労働時間）を、取組前に比べ目標年度までに5%以上低減すること、又は労働生産性を5%以上向上すること。

（3）本対策の目標達成に向けた取組期間は3年間とし、取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

2 第1の（2）の取組については、次のとおりとする。

（1）事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

（2）新飼料資源を活用した飼料の製造・給与に際しては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という。）及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。）別表第1の5及び6並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

（3）事業実施主体は、事業開始年度の前年度を基準年度として、新飼料資源を活用した飼料の供給量を増加させる目標を設定するものとする。

（4）本対策の目標達成に向けた取組期間は3年度以内とし、取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

3 第1の（3）の取組については、次のとおりとする。

（1）事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、第10により、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を委託することができるものとする。

① （2）に定める取組に対する助成

② （2）に定める取組への参加申込者（以下「事業参加申込者」という。）への申

請手続支援

③ 事業実施主体が必要と認める場合に事業参加申込者に対して行う現地確認、取組確認等

④ その他第1の(3)の取組の推進に必要な業務

- (2) 飼料生産組織が飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行い、畜産農家等と5年以上の長期供給契約又は飼料生産等に係る作業受託契約を結び飼料生産等を行う取組に関し、当該飼料生産組織(交付等要綱別表1の2の(1)の事業実施主体欄に掲げるいずれかに該当し、土壌分析・飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意している飼料生産等の作業を行う組織に限る。)が(3)に定める面積の拡大に係る要件を満たす場合において、当該飼料生産組織に対し、助成対象となる拡大面積等に応じて助成すること。

なお、飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領(令和4年12月27日付け4畜産第1933号農林水産省畜産局長通知)別紙2-6の第1の(2)安定的な国産飼料の供給支援(以下「既面払い事業」という。)に採択された者(以下「既面払い採択者」という。)については、2年目の取組についても助成すること。

- (3) 事業開始年度の飼料作物作付地(①に定めるもの)における飼料作物作付延べ面積(②に定めるもの)が、事業開始年度(既面払い採択者においては既面払い事業の開始年度)の前年度に比べ10%以上拡大していること。ただし、第1の(1)の取組を行う事業実施主体が、3の(2)に定める取組を行う場合には、第3の1の(2)①に掲げる要件又は本項に定める作付延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

なお、新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合については、飼料生産販売作業受託合計売上高が事業年度に事業実施主体の農業(畜産を含む。)又はその関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ、稲わらの収集を除き、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大していることとし、稲わらの収集を新規に行う場合は、40ha以上拡大していることを要件とする。ただし、第1の(1)の取組を行う事業実施主体が、3の(2)に定める取組を行う場合には、第3の1の(2)②に掲げる要件又は本項に定める作付延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

① 飼料作物作付地は、以下のアからエまでのいずれかを満たす農地又は採草放牧地(放牧地を除く。以下同じ。)とする。

ア 飼料生産組織が所有する農地又は採草放牧地

イ 飼料生産組織に利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)が設定された農地又は採草放牧地(採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。)であり、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)又は農業

経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によって利用権が設定された農地又は採草放牧地

（ウ）河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農業協同組合、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること。

ウ その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

エ 委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、受託者が受託した作業を自ら行うことを約した契約に基づき、農地の所有者又は利用権が設定された者から農作業の委託を受けた飼料作物の作付地及び稲わらの収集作業地

② 飼料作物作付延べ面積は、以下の（ア）から（カ）までのいずれかの公的機関等の書類により確認できる飼料作物作付地及び稲わらの収集作業地において事業実施年度に飼料作物が作付けされた面積及び稲わらを収集する面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1 作目の飼料作付面積に、2 作目の飼料作付面積を加えた面積とする。

（ア）当該農地又は採草放牧地の取得並びに借入に係る農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定により公告されたものをいう。）又は農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告されたものをいう。）

（イ）農地法第 3 条の許可書

（ウ）土地登記簿

（エ）土地課税台帳

（オ）農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

（カ）実測等（土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、（ア）から（オ）までの書類で確認が出来ない場合とする。）

（4）事業実施主体は、第 3 の 3 の（2）の助成を行うに当たり、第 1 の（1）の事業実施主体による第 1 の（3）の 1 年目の取組を優先採択するものとする。

第 4 事業実施の手続

1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。

2 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙 2 様式第 1－1 号、第 1－2 号又は第 1－3 号）等の必要な書類について、第 1 の（1）及び（2）の事業実施主体は地方農政

局長と調整の上、第1の(3)の事業実施主体は畜産局長と調整の上、交付等要綱第7第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類については、変更がない場合は省略することができるものとする。

3 第1の(1)及び(2)の事業実施主体は、2の提出に当たり、あらかじめ関係する機関等(事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等)との調整を図るものとする。

4 交付等要綱別表2の2に規定する重要な変更の欄に該当する変更を行う場合は、第1の(1)及び(2)の事業実施主体は地方農政局長と、第1の(3)の事業実施主体は畜産局長と変更する事業実施計画書(変更前を括弧書きで上段に記載して、その下段に変更後の内容を記載したもの。)を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。また、第1の(1)及び(2)の取組においては、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減に関する変更についても、同様の対応を行うものとする。

5 第1の(3)の取組については次のとおりとする。

(1) 飼料生産組織である事業参加申込者は、事業実施主体が定める事業参加申込書(別紙2参考様式第1号の内容を満たすものとする。)を事業実施主体に提出する。

(2) 事業実施主体は、交付等要綱第7第1項の交付申請にあたり、別紙2別添1の実施手順に基づき取組確認等をしてから交付申請を行うこととする。

6 2により提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画書に記載された内容が、当該地方農政局等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第5 事業の着手

1 本要領第4の事業の着手については、資材・機械の発注を含むものとする。

2 本要領第4の1のただし書により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、あらかじめ第1の(1)及び(2)の事業実施主体にあっては地方農政局長の、第1の(3)の事業実施主体にあっては畜産局長の適正な指導を受けた上で、本要領第4の2に基づき、交付決定前着手届を提出するものとする。

3 第1の(1)及び(2)の事業実施主体が機械等の導入を行った場合は、その入札結果報告届を別紙2様式第6号により速やかに地方農政局長に届け出るものとする。

第6 助成の対象及び事業の実施基準

1 本要領第7の事業ごとの助成対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙2別表に記載するとおりとする。

2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。

- 4 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 本事業により導入する機械等は、原則として一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 6 本事業により導入する機械等は、原則として新品とする。
ただし、第1の（1）及び（2）の取組について、地方農政局長が特に必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）が、2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 7 既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備するだけの場合（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 8 本事業により導入する機械等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 9 本事業により導入する機械等について、動産総合保険等の保険の加入に努めるものとする。
- 10 第1の（1）の取組により、機械を購入する場合は、別紙2様式第7号等を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 11 第1の（1）及び（2）の取組により、リース方式で導入する場合は次のとおりとする。

（1）リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- ① リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率
- ② リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

（2）リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者は機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者のなかから決定するものとする。

(3) 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額は、補助金返還するものとする。

- 12 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- 13 第1の(3)に取り組む事業参加申込者は、5年間（既面払い採択者にあつては、既面払い事業に採択された年度から5年間）の飼料の長期供給又は飼料生産等の作業の受託に取り組むとともに、本事業により規模拡大した飼料作物作付地について、本事業の実施後も適切な管理・利用に努めるものとする。
- 14 第1の(3)に取り組む事業参加申込者は、契約相手先の畜産農家等が離農等により5年間（既面払い採択者にあつては、既面払い事業に採択された年度から5年間）の飼料供給ができなくなり、申請した取組の履行ができなくなった場合は、代替となる供給先又は飼料生産等の作業受託先を確保するよう努めるとともに、事業実施主体に速やかに報告を行う。報告を受けた事業実施主体は、事業参加者に改善を促すとともに、速やかに畜産局長まで報告をするものとする。

第7 事業達成状況の報告

- 1 第1の(1)の事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、達成状況報告書（実施要領別記様式第3号）に事業達成状況報告書（別紙2様式第3-1号）を添付し、地方農政局長に提出するものとする。
- 2 第1の(2)の事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、達成状況報告書（実施要領別記様式第3号）に達成状況報告書（別紙2様式第3-2号）を添付し、地方農政局長に提出するものとする。なお、交付等要綱第18第1項の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。
- 3 第1の(3)の事業実施主体は、達成状況報告書（実施要領別記様式第3号）に達成状況報告書（別紙2様式第3-3号）を添付し、当該年度の事業の実施状況について、翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。なお、交付等要綱第18第1項の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。
- 4 第1の(3)の事業実施主体は、必要に応じて、第1の(3)に取り組む事業参加申込者や委託先に対して改善指導等を行うものとする。

第8 事業の評価等

- 1 第1の(1)及び(2)の事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、事業評価報告書（実施要領別記様式第4号）に、第1の(1)の事業に取組んだ場合は事業評価報告書（別紙2様式第4-1号）を、第1

の（２）の事業に取り組んだ場合は事業評価報告書（別紙様式第４－２号）を添付し地方農政局長に提出するものとする。

- 2 畜産局長及び地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、改善計画（別紙２様式第５号）により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第９ 機械等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、導入した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
 - 2 本事業で導入した機械等については、本事業の実施及び飼料生産等への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することができるものとする。
 - 3 導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名を記載等するものとする。
 - 4 事業実施主体は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に参加し、経営リスクを軽減するよう努めるものとする。
 - 5 事業実施主体は、本事業を活用しＩＣＴ機械（スマート農機、ＧＮＳＳガイダンスシステム、ほ場管理アプリケーション等）等を導入・利用する場合、そのシステムサービスの提供者とデータ等の保管について、「農業分野におけるＡＩ・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）に準拠した契約を締結するものとする。
 - 6 農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーが API※を自社のweb サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらぬ。
- ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- 7 事業実施主体は、飼安法第50条第１項に基づく飼料の製造業者の届出及び同条第２項に基づく飼料の販売業者の届出を行うものとする。

第10 事業の委託

第１の（３）の事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、事業委託協議書の承認申請（別紙２様式第２号）の事業委託協議書により畜産局長の承認を受けるものとする。

第11 他の施策等との関連

- 1 畜産における「みどりのチェックシート」

第1の(3)の間接補助を行う事業実施主体を除き「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

2 配合飼料価格安定制度への継続加入

第1の(3)の間接補助を行う事業実施主体を除き、配合飼料を購入している者又は団体(以下「畜産経営者」という。)が受益者となる取組の場合には、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者及び不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、この限りではない。

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

第1の(1)又は(3)の取組を行う飼料生産組織については、「「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について」(令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知)により定められた自然災害等のリスクに基づく確認又は同通知により定められた農業版BCP(事業継続計画書)の様式に基づく計画書の策定に努めるものとする。

4 労働環境改善の取組

原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人の場合は、原則として厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

第12 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第13 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙２別表

区 分	取組内容及び助成対象	助成範囲
1 飼料生産組織の規模拡大支援	(１) 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大・省力化に必要な機械の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費 (補助率：１／２以内) ※ 導入対象となる機械は、ほ場排水対策に必要な機械・機器、堆肥の運搬・散布、作付け作業～収穫作業・調製作業～運搬作業(稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業)に係るものとし、事業実施主体自らが作業に利用するものに限る。 ただし、トラクター及び無人トラクターは、本事業の実施のために導入するその他の機械について、既存のトラクター及び無人トラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長が特に認めたものに限る。 また、堆肥運搬車及び飼料運搬車は、特装しているものに限る。 (２) ＩＣＴ機器の導入及びデータ活用 ① ＩＣＴ機器の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費 (補助率：１／２以内) ② データの活用に係る経費 (補助率：１／２以内) (３) 簡易倉庫の設置 取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く。）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウス等の資材費 (補助率：１／２以内)	飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集の拡大・省力化に必要な作業機械、乾燥機（汎用性のある運搬車両、フォークリフト、田植機等は補助対象外とする。） 畦撤去、明渠設置作業、暗渠設置作業等のために必要な機械・機器 ＧＮＳＳガイダンスシステム等の作業を支援するＩＣＴ機器 データの蓄積・分析等に必要なソフトウェア等 原材料費

2 新飼料資源の利用拡大	新飼料資源を利用した飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材を導入する取組 (補助率：1／2以内)	新飼料資源の利用拡大に必要な最小限度の器具・機材についてのみ補助する。
3 安定的な国産飼料の供給支援	(1) 畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約又は作業受託契約を行う取組 基準年（事業参加初年度の前年度）から飼料の生産・作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行った面積 (定額) (2) 安定的な国産飼料の供給支援の実施のために必要となる推進活動、取組確認等に係る取組 (定額)	拡大面積について 1年目 12,000円／10a以内 2年目 5,000円／10a以内 (別紙2第3の3の要件を満たしたものに限る。) 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費

別紙2様式第1－1号（第4の2関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）実施計画書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の規模拡大・運営強化方針

（1）組織の設立に至る経緯

--

（2）組織運営の現状と課題

--

※組織の収支状況、作業機械導入資金の準備状況、労働力確保の状況、作業安全対策の状況等の記載は必須。

（3）組織の規模拡大・運営強化に向けた推進体制、取組内容

（取組内容は、目標年度までの全体像とともに、特に初年度の取組内容を詳しく記載）

※検討会を構成している場合は、体制図を添付すること。

（4）事業実施により見込まれる組織及び地域への効果

--

※検討会を構成していない場合、地方公共団体等への相談状況の記載は必須。

※中・長期に渡る経営の展望についても記載すること。

3 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標年度 ○年度
収穫作業を行い販売した飼料、 収集作業を行い販売した稲わら、 飼料生産収穫に係る作業受託、 稲わら収集に係る作業受託 の合計売上高（１）	円 [算定根拠]	円 [算定根拠]
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)
上記の飼料生産収穫及び稲わら収集に 関係する労働時間（２）	年間 人・時間	年間 人・時間
飼料生産収穫及び稲わら収集に係る 労働生産性（（１）÷（２））	円/人・時間 [算定根拠]	円/人・時間 [算定根拠]

※取組前の数値については、直近３カ年のうち最も高い売上高を記載すること。
 ※規模拡大要件に関する記載のみでも可。省力化要件での応募は、全ての記載が必須。

4 ○○年度組織の運営強化に要する経費 (円)

取組内容	総事業費			
	D=A+B+C	国庫補助金 A	実施主体負担 B	その他 C
(１) 飼料生産や稲わら 収集作業の拡大等に 必要な機械の導入				
(２) I C T機器の導入 及びデータ活用				
(３) 簡易倉庫の設置				
計				

※積算内訳を添付すること。

5 ○○年度組織の運営強化に向けた月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考

※ 2 (3) や 8 (1) に記載した取組内容をどのようなスケジュールで進めるか記載すること。

※ 月別の欄には取組時期に矢印 (→) を記載すること。

6 ○○年度 組織の運営強化に係る取組内容

(1) 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大・省力化に必要な機械の導入

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※ 拡大予定のほ場位置図、拡大予定分の生産販売契約の一覧及び作業受託契約の一覧、見積書の写し、費用対効果分析等を添付すること。

(2) ICT機器の導入及びデータ活用

① ICT機器の導入

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※ 見積書の写し等を添付すること。

② データ活用

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※ 見積書の写し等を添付すること。

(3) 簡易倉庫の設置

① 取組年度の収集稲わらのうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスの資材費

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※ 見積書の写し等を添付すること。ラップされた稲わらは除く。

7 機械・機器導入計画

(1) 共通

① 経営強化に必要な機械・機器の導入計画

名 称	型式	数量	導入年度	対象作業	備 考

※ 本要領別紙 2 第 9 の 5 に該当する機械等を導入等する場合、導入時の仕様書にシステムサ

ービス提供者と「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。

※ トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをすること。「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している（または整備する見込みである） ☐ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

（令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

② 導入機械・機器の月別稼働計画

機械・機器の名称	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※月別の稼働計画日数を記載すること。

※機械の場合は年間作業見込面積等を備考に記載すること。

（2）購入の場合

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	利用計画面積	(ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※能力決定に当たっての計算過程を記載			

	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月・台数など)	
	新品・中古の区分 中古の場合、残存年数※	
購入価格（税抜き） ①		(円)
うちオプション分（名称）		(円)
購入価格（税込み）		(円)
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)
購入物件保管場所		
備考※※		

※中古の場合、残存年数は、法定耐用年数－経過年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を計算して記入し、2年以上の場合に限る。

※※中古の場合、中古でなければ導入が困難である理由を記載すること。

(3) リースの場合

対象機械・機器	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	利用計画面積	(ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月・台数など)			
リース会社名				
リース期間（開始年月～終了年月）		年 月	～	年 月 月
リース物件取得価格（税抜き） ①		(円)		
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②		(円)		
リース料助成申請額 ③		(円)		
リース諸費用（税抜き） ④		(円)		
消費税 ⑤		(円)		
事業実施主体負担リース料（税込み）		(円)		

①－②－③＋④＋⑤	
リース物件保管場所	
備考	

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1/2以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格）× 補助率（1/2以内）

8 全体の事業計画

（1）3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 〇〇年度	
2年目 〇〇年度	
3年目 〇〇年度	

9 事業実施主体の取組状況

（1）直近3か年の所有又は借り受けたほ場で収穫作業を行った飼料の売上高及び作業面積 上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備考

※収集作業から販売まで行った稲わらの売上高及び作業面積も含む。

（2）直近3か年の飼料生産収穫に係る作業受託の売上高及び作業面積 上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備考

※稲わら収集に係る作業受託の売上高及び作業面積も記載すること。

※備考欄には、委託農家戸数を記載すること。

10 他の施策等との関連

（1）畜産における「みどりのチェックシート」

「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月



31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知) で定めたチェックシート
の取組内容について、自らがその生産活動の点検を行うこと (⑦など飼料生産等に該
当しない項目は除く。)

(2) 配合飼料価格安定制度への継続加入

受益者となる畜産経営者について、配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行っ
た場合はチェックを入れる。

☐

(3) 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 B C P

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認又は農業版 B C P
(事業継続計画) の策定を行っている場合はチェックを入れる。

☐

(4) 労働環境改善への取組

適用基準を満たす者にあつては、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に
加入させていること。(法人にあつては、厚生年金保険及び健康保険に加入させるこ
と。)

☐

(5) 任意組合である場合の公的計画等への参画

法人または特定農業団体ではなく、任意組合で申請するにあたり、3 戸以上の農業
者によって構成され、地域計画や人・農地プラン等で位置づけられた農業者、認定農
業者又は認定新規就農者等を 1 戸以上含む場合、又は任意組合自体が地域計画や人・
農地プラン等で位置づけられている場合は、チェックを入れる。

☐

11 添付書類

- ・地方農政局長が必要と認める資料

注) 交付等要綱第 18 第 1 項に定める実績報告に添付する際は、「飼料自給率向上緊急対策事業
(飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち飼料生産組織の規模拡大支援) 実施計画書」を「飼
料自給率向上緊急対策事業(飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち飼料生産組織の規模拡
大支援) 実施報告書」に、「4 ○○年度組織の運営強化に要する経費」を「4 ○○年度組織の
運営強化に要した経費」に、書き換えて提出すること。

また、記載内容は実績を踏まえたものとし、数値については計画と実績が容易に比較でき
るように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、「8 全体の事業計画」、「9 事業実施主体の取組状況」の提出は不要とする。

別紙2様式第1－2号（第4の2関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
新飼料資源の利用拡大）事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 事業目的

--

3 取組の推進体制

（新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制について記載する。）
--

4 新飼料資源の利用拡大の成果目標

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)
供給量(kg)					

その他事業実施による効果	
--------------	--

5 新飼料資源の利用拡大の取組内容

--

6 導入器具・機材の稼働計画

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

7 事業計画

(千円)

	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他	
1 新飼料資源の利用拡大					

8 新飼料資源の利用拡大に必要な器具・機材の導入計画

名称	規格	導入(予定)時期	数量	事業費(円)	備考
事業費総額(税込み)					
事業費総額(税抜き) …①					
助成対象額(①の1/2以内)					

9 新飼料供給先(供給予定先)

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

10 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

(注2) 添付書類について、事業実施主体等のウェブサイトにおいて閲覧可能可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができるものとする。

別紙2様式第1－3号（第4の2関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援）実施計画書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 総括表

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

注1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を3に記載すること。

2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道府県	地区数	拡大面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

6 その他の留意事項

--

番 号
年 月 日

畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち安定的な国産飼料の供給支援）の事業委託協議書の承認申請について

○年度において、飼料生産組織の規模拡大等支援のうち安定的な国産飼料の供給支援を実施したいので、飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領別紙2第10に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

注：別添を添付すること。

事業委託協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () — FAX () —		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
委 託 費	円		
委託内容			
委託理由			

注 1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注 2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること、経費の根拠となる積算等
を示す資料を添付すること。

別紙2様式第3－1号（第7の1関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）事業達成状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の運営強化の取組状況及び効果

--

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

3 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	○年目 ○年度	目標値 ○年度	備 考
収穫作業を行い販売した飼料、飼料生産収穫に係る作業受託の売上高（稲わらを含む。） (1)	円	円	円	
上記の損益分岐点売上高		円		
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha	ha	ha	
上記の飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働時間（2）	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	
飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働生産性（(1) ÷ (2)）	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	○年目 〇%増加 目標値 〇%増加

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。規模拡大要件の場合、その記載のみでも可。

4 導入した機器・機械の稼働状況

名称	導入年度	対象作業名	作業面積 (ha)	稼働時間 (h)	備考

5 飼料の生産・販売、作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積（稲わらを含む。）(ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高（稲わらを含む。）(円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、自組織の構成員以外向けの売上高を記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

6 本事業の取組による他組織及び地域への波及効果

--

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

7 飼料の生産・販売、作業受託に係る損益分岐点売上高算出根拠（稲わらを含む。）

下記の例を参考に作成すること。なお、同様のものを別に作成している場合はそれを添付すること。

(円)

	1年目	2年目	3年目
売上高・・・①			
変動費・・・②			
固定費・・・③			
限界利益・・・④＝①－②			
限界利益率・・・⑤＝④/ ①			
損益分岐点売上高・・・ ⑥＝③／⑤			

(円)

	1年目	2年目	3年目
売上高・・・①			

(円)

	1年目			2年目			3年目		
		変動費・・・ ②	固定費・・・ ③		変動費・・・ ②	固定費・・・ ③		変動費・・・ ②	固定費・・・ ③
生産費									
一般管理費									
計									

※必要に応じて、行を追加すること。

※5年間の取組の場合は、4年目、5年目の状況を追加すること。

別紙２様式第３－２号（第７の２関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
新飼料資源の利用拡大）達成状況報告書

※内容は、別紙２様式第１－２号飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大）事業実施計画書に準じて記載すること。

別紙2様式第3－3号（第7の3関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援）達成状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 総括表

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

注1) 他の機関に対して委託をした場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を3に記載すること。

2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道府県	地区数	拡大面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

注：各地区ごとに取組確認等が実施されたことを確認すること。確認できなかった場合は備考に記載すること。

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

別紙2様式第4－1号（第8の1関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）事業評価報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 取組内容

--

3 事業実施による効果

--

※波及効果も記載すること。

4 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	目標値 ○年度	達成率
収穫作業を行い販売した飼料、飼料生産収穫に係る作業受託の売上高（稲わらを含む。）（1）							
上記に係る損益分岐点売上高							
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	ha （うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積 ha)	
上記の飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働時間（2）	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	

飼料生産収穫 及び稲わら収 集に係る 労働生産性 ((1)÷(2))	円/人・時間	円/人・時 間	円/人・ 時間	円/人・時 間	円/人・時 間	円/人・時 間	
事業実施主体の評価：							

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。規模拡大要件の場合、その記載のみでも可。

5 飼料生産・販売及び作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積（稲わらを含む。）(ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備 考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高（稲わらを含む。）(円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備 考

※備考欄には、自組織の構成員以外向けの売上高を記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

6 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫作業に係る作業受託の損益分岐点売上高算出根拠（稲わらを含む。）(円)

	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備 考
売上高・・・①					
変動費・・・②					
固定費・・・③					
限界利益・・・④＝①－ ②					
限界利益率・・・					

⑤=④/①					
損益分岐点売上高・・・					
⑥=③/⑤					

※算出根拠を添付すること。

別紙2様式第4－2号（第8の1関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大）
事業評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 取組状況と実績

--

注：事業実施計画書の5に対応する取組状況を記載する。

3 新飼料資源の利用拡大の取組実績

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)
供給量(kg)					

4 導入した器具・機材の稼働実績

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に対する 自己評価	

注1：目標の欄には、事業実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄には、目標に対応する実績について記載すること。

注3：達成状況に対する自己評価の欄には、達成／未達成にかかわらず、主観的観点から、目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

番 号
年月日

〇〇農政局長 宛
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者氏名：

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度から〇〇年度において実施した飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

- 1. 事業の取組の経過
- 2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

※新飼料資源の利用拡大の場合は、（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大等支援）の部分を（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大）とすること。

番 号
年月日

〇〇農政局長 宛
（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者氏名：

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）入札結果報告届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象機械等の契約名		
選定方法		
入札執行年月日		
入札立会者の所属・氏名		
入札予定価格（税抜き）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札回数		
契約業者名		
契約価格（税込み）		

契約年月日	
納品場所	
納入期限	
入札結果等の公表方法	
備考	

- (注) 1 「選定方法」については、交付等要綱第 11 に基づき行われること。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること(交付等要綱別記様式 2 号)。

※新飼料資源の利用拡大の場合は、(飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大等支援)の部分を(飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大)とすること。

別紙2様式第7号（第6の10関係）

1 事業効果総括表及び効果額の集計表

【事業効果総括表】

区 分	算 式	数 値	備 考
総事業費	①	千円	事業計画資料より
うち、機械購入に係るもの	②	千円	事業計画資料より
うち、その他	③	千円	事業計画資料より
年総効果額 (生産額増加効果)	④=(B)-(A)	千円/年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤	千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥	年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑦		利子率は4.0%
妥当投資額	⑧=④/⑦-⑤	千円	
投資効率	⑨=⑧/①		

※還元率=($(0.04 \times (1+0.04)^n) / ((1+0.04)^n - 1)$) n=総合耐用年数

2 年総効果額算出基礎表

【経営収支計画】

区 分	○年 (取組前)	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	○年 (目標)
作業 面積 (ha)	生産・販売向け 飼料				
	作業受託(〇〇)				
飼料 販売	飼料販売量				
	稲わら販売量				
	販売件数(構成員)				
	販売件数(構成員 外)				
収 入	飼料売上高				
	作業受託売上高				
	営業外収益				
	収 入 合 計	0	0	0	0
支	種苗費				
	肥料費				
	農薬衛生費				
	資材費				
	水道光熱費				
	燃料費				
	建物・施設取得費				
	機械・機器取得費				
	役員報酬				
	雇用労賃				
	共済掛金				
	減価償却費				

出	修繕費					
	リース料					
	地代					
	借入金利子					
	租税公課					
	営業外費用					
	支 出 合 計	0	0	0	0	0
所 得		(A) 0	0	0	0	(B) 0

※収入及び支出の区分の欄については、国産飼料の生産・販売、作業受託等に係るものとし、取組組織の状況に応じ、適宜項目の加除を行うこと。ただし、収入には補助金を含まないものとする。

3 事業効果総括表算出基礎表

- (1) 廃用損失額（既存施設残存価値）は、本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表】

機械名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可 能年数 ④=② -③	残存率 ⑤=④ /②	残存価値 (千円) ⑥=①× ⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計 0	

- (2) 総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）】

機械名	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①/③	耐用年数の根拠
	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤) 0	⑤=②の合計	

別紙2別添1（第4の5の（2）関係）

安定的な国産飼料の供給支援に係る取組確認等の実施手順

第1 事業参加申込者（取組実施後にあつては取組参加者とする。以下同じ。）は、取組確認等に当たり、別紙2第3の3に定める要件に係る資料等を取組確認等実施者に提供するものとする。

第2 取組確認等実施者は、以下に従い、事業参加申込者が別紙2第3の3に定める要件を満たしているか確認するものとする。その際、別紙2参考様式第1号、参考様式第2号及び参考様式第3号を活用することができる。

1 飼料生産組織の要件確認

- （1）事業参加申込者の提出書類により、長期契約の有無、拡大面積の増加割合、作業実績、土壌分析及び飼料分析の実施を確認し、別紙2第3の3の要件を満たしていることを確認するものとする。
- （2）取組確認等実施者は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされていることを確認するものとする。写真で確認する場合には、原則として、農林水産省農林漁業者向けスマートフォン用アプリケーション「MAFF アプリ」で撮影した撮影日時、位置情報付きの写真を用いて確認すること。なお、それによらない写真での確認は、別紙2第1の（3）の事業実施主体と相談することとする。

2 申請書類等の保存状況の確認

- （1）取組確認等実施者は、事業参加申込者が本事業の申請書類、別紙2第3の3の要件を満たしていることが確認できる証拠書類（農地に関する確認書類、収穫作業を行った飼料を長期契約先の畜産農家等が受け取った証拠書類）等を保存することを確認するものとする。
- （2）別紙2第1の（3）の事業実施主体が必要と認める場合は、取組確認等実施者は、（1）で事業参加申込者が保存している証拠書類等の提出を求めることができる。この提出依頼に対し、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則3週間以上対応しない場合には、別紙2第1の（3）の事業実施主体は補助金を交付しないことができる。

3 現地確認

別紙2第1の（3）の事業実施主体が必要と認める場合は、取組確認等実施者は、事業参加申込者の事業所、飼料作物作付地等の現地確認するものとする。この現地確認に事業参加申込者が協力を行わない場合は、原則として、別紙2第1の（3）の事業実施主体は交付しないことができる。

別紙2 参考様式第1号（第4の5の（1）関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち
安定的な国産飼料の供給支援）事業参加申込書

1 事業参加申込者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

※連絡先電話番号は日中に連絡が取れるものを記載してください。

2 取組前よりも拡大する飼料生産等・作業受託予定面積

(1年目)	a	(2年目)	a
-------	---	-------	---

※2年目の拡大予定面積は、取組前に取り組んでいた面積から2年目の減少面積を除すること。

(取組前)	a
-------	---

※新規の取組（取組前が0a）の申込者は、飼料の生産・販売、作業受託の合計売上高が農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占めている場合はチェックする。

☐

3 事業開始年度(取組1年目)の飼料生産等・作業受託計画

	大字（字）	契約相手 農家	面積拡大 の有無	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
計								
総 計								

※10 アール未満を切り捨てとする。

※「契約相手農家」は、飼料生産等作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること

※「面積拡大の有無」は、助成の申請対象となる面積拡大がある場合に○をすること。

※「確認書類等の名称」は、農用地利用集積計画書、農地法第3条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS等、具体的な名称を記載。当該確認書類等は、事業参加申込者自らが、事業翌年度から5年間保管するとともに、取組確認等実施者からの求めに応じて、提供できるようにしておくこと。

※飼料生産等・作業受託面積が増加する契約相手農家等との5年以上飼料を供給又は作業受託する契約書の写しを添付すること

・上記、飼料生産等・作業受託予定面積について、内容を確認できる確認書類を申込者の責任で自己保管する場合はチェックする。

☐

4 事業2年度目(取組2年目)の飼料生産等・作業受託計画

	大字 (字)	契約相手 農家	面積拡大 の有無	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
計								
総計								

※10 アール未満を切り捨てとするなど、3と同様に記載すること。

・上記、飼料生産等・作業受託予定面積について、内容を確認できる確認書類を申込者の責任で自己保管する場合はチェックする。

☐

5 事業開始年度の前年度(取組前)の飼料生産等・作業受託実績

	大字 (字)	契約相手 農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の 名称
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							

総計						
うち取組 2 年目 の減少面積						

※ 10 アール未満を切り捨てとする。

※「契約相手農家」は、飼料生産等作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産等・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること

※確認書類等の名称は、農用地利用集積計画書、農地法第 3 条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS 等、具体的な名称を記載。当該確認書類等は、事業参加申込者自らが、事業翌年度から 5 年間保管するとともに、取組確認等実施者からの求めに応じて、提供できるようにしておくこと。

・上記、飼料生産等・作業受託予定面積について、内容を確認できる確認書類を申込者の責任で自己保管する場合はチェックする。 ☐

6 畜産における「みどりのチェックシート」の自己点検

「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和 4 年 10 月 31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行うこと（⑦など飼料生産等に該当しない項目は除く）。 ☐

7 配合飼料価格安定制度への継続加入

受益者となる畜産経営者について、配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェックを入れる。 ☐

8 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 B C P

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認又は農業版 B C P（事業継続計画）の策定を行っている場合はチェックを入れる。 ☐

9 労働環境改善への取組

適用基準を満たす者にあつては、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させていること。（法人にあつては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。） ☐

9 土壌分析・飼料分析の実施

・拡大する飼料作物作付地の土壌分析を実施し結果を提出すること ☐

・生産する飼料について分析を実施し結果を提出すること ☐

10 飼料を契約先へ渡した証拠書類の保管

- ・ 申込者が自己の責任で、契約相手先畜産農家等が飼料を受領したことがわかる書類を事業実施翌年度から5年間保管する場合はチェックする

☐

※別添の「事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書」を添付すること

事業参加に係る確認及び 個人情報情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領（5 畜産第●●号令和 5 年 ●月 ●日農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の飼料生産組織の規模拡大等支援の事業細目及び具体的な手続等について（以下「事業細目等」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解し、自ら作成した実施計画に基づき取組を実施すること。
2. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
3. 事業参加者は、事業参加申込を行った事業実施主体等による参加申込内容の確認及び取組確認等に協力すること。（事業実施主体等からの問合せ等について、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則 3 週間以上対応がなかった場合は、事業への参加を取りやめたものとみなされることがあります。）
4. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を事業翌年度から 5 年間保管するとともに、農林水産本省、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び取組確認等を実施する事業者からの求めに応じて提供すること。
5. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、取組確認等の実施に協力すること。（事業実施主体等からの問合せ等について、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則 3 週間以上対応がなかった場合は、事業への参加を取りやめたものとみなされることがあります。）
6. 飼料作物作付面積の取組確認などの本事業の実施に関し協力すること。
7. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合、取組確認や現地確認を拒否した場合、その他の実施要領に違反した場合には、交付金を返還すること。虚偽の申請や実施要領に違反した場合は、その後の本事業への申請を行わないこと。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び本事業実施者は、飼料自給率向上総合緊急対策事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

- （1）農林水産省本省及び地方農政局及び事業実施者は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体等に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- （2）農林水産省本省及び地方農政局は、優先採択を希望する事業参加者が条件を満たすかどうか、本事業実施者の求めに応じて情報提供を行います。
- （3）農林水産省本省及び地方農政局及び事業実施者は、本事業の交付金交付後の取組確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組確認や現地確認等を実施する事業者提供します。

私は、1 の事項について確認し、2 の事項について同意します。

年 月 日
(本人署名)

別紙2 参考様式第2号（別添1 関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援）事業結果報告書

1 事業参加者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	

2 取組前よりも拡大した飼料生産等・作業受託面積（実績）

（1年目）	a
-------	---

（2年目）	a
-------	---

※2年目の拡大予定面積は、取組前に取り組んでいた面積から2年目の減少面積を除すること。

（取組前）	a
-------	---

3 飼料生産等・作業受託の拡大実績（2の内訳）

	大字（字）・地番	契約相手 畜産農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物 名	2作目 飼料作物名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
計						
総 計						
うち取組2年目の減少面積						

※ 10 アール未満を切り捨てとする。

※上記の行ごとの作付けがされている写真を添付すること。写真については、原則として、農林水産省農林漁業者向けスマートフォン・アプリケーション「MAFF アプリ」で撮影した撮影日時、位置情報付きの写真を用いること。写真の提出をしない場合は、取組確認等実施者の現地確認を受けること。

※拡大した飼料作物作付地の土壌分析の結果がわかる書類、飼料分析の結果がわかる書類を添付すること

別紙2 参考様式第3号（別添1 関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援）達成状況報告書

1 地区の概要

（1）農業者団体等の概要

地 区 名			
農業者団体等名称			
住 所	〒		
申 請 者 (代表者名)	TEL () — FAX () —		
事業参加者数	組 織	総拡大面積	a
拡大面積に対する 補助金	1年目：1万2千円/10a×拡大面積(a)÷10＝		円
	2年目：5千円/10a×拡大面積(a)÷10＝		円
	合 計		円

2 事業参加者の概要（事業開始年度に前年度よりも拡大した飼料生産等面積の内訳）

	飼料生産組織名	大字(字)・地番	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	作 付 確認	飼 料 受領	分 析 実施
1									
2									
3									
4									
5									
6									
計									
総 計									
うち取組2年目の減少面積									

※飼料生産組織ごとに記入すること

※10 アール未満を切り捨てとすること

※事業参加者の提出写真による確認又は農業者団体等で現地確認した場合には、作付確認の欄に○をすること

※事業参加者が、契約相手畜産農家が飼料を受領したことがわかる書類を保管した場合には、飼料受領の欄に○をすること

※事業参加者が、土壌分析及び飼料分析の結果がわかる書類を提出した場合には、分析実施の欄に○をすること